



「国から地方へ」 所得税と市県民税がかわります。

税制改正により、「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていくための柱として、税源移譲が行われます。

【今回の申告で適用される改正内容につきましては次のとおりです。】

(1) 所得割の税率が統一されます。【市県民税】

課税所得により3段階に分かれていた税率が、一律10%に統一されます。

※所得税は、平成19年分からの税率が、4段階から6段階に細分化されます。

【市県民税】		現 行	改正後	【所得税】		現 行	改正後
課 税 所 得	平成18年度 税 率		平成19年度 税 率	課 税 所 得	平成18年分 税 率		平成19年分 税 率
200万円以下	5%	→	一律10%	195万円以下	10%	→	5%
200万円超～700万円以下	10%			195万円超～ 330万円以下			10%
700万円超	13%			330万円超～ 695万円以下	20%		20%
				695万円超～ 900万円以下	30%		23%
				900万円超～1,800万円以下	37%		33%
				1,800万円超			40%

※税源移譲とは、国から地方への税源の移し替えのことです。税制改正後も「所得税+市県民税」の負担は基本的に変わりません。

(2) 税額控除（定率減税）の縮減および廃止 【所得税・市県民税】

市県民税	平成18年度	平成19年度～
	所得割額の7.5%を控除（上限2万円）	廃止
所 得 税	平成18年分	平成19年分～
	所得税額の10%を控除（上限12.5万円）	廃止

(3) 住宅耐震改修特別控除が創設されました。【所得税】

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の耐震改修を行った場合その耐震改修に要した費用の額の10%相当（上限20万円）を税額控除できます。

※細かい条件が指定されていますので、不明な点は税務署へお問い合わせください。

【問い合わせ先】	二本松税務署 個人課税部門	電話0243-22-1193
	本宮市役所 総務部税務課市民税係	電話0243-33-1111（内線164-165）
	白沢総合支所 地域振興課税務係	電話0243-44-2111（内線510）

【税務課からのお知らせ】

合併後も税金の納付書は、そのままご利用ください。

旧本宮町・旧白沢村より送付されている税金の納付書は、合併後もそのままご利用いただけます。

平成19年1月以降に新たに市から納付書が送付された方は、その納付書をご利用いただくことになります。

※税金を納付する場所は、従来どおり変更ありません。

※口座振替をご利用されている方は、従来どおりご指定の口座より引き落としいたします。

なお、新たに口座振替を希望される方や、引落口座の変更などをされる方は、それぞれの金融機関の窓口で手続きをお取りください。

【問い合わせ先】	本宮市役所 総務部 税務課	33-1111
	白沢総合支所 地域振興課	44-2111